

令和 6 年度茨城地方最低賃金審議会
第 1 回茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

令和 6 年 10 月 3 日

茨 城 労 働 局
茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年10月3日（木）午前10時から

場所 茨城労働局 2F会議室

出席者 公益代表委員 清山 玲
文堂 弘之

労働者代表委員 梅原 清活
大森 玄則
山田 誠

使用者代表委員 澤畑 英史
牧野 智治
築瀬 剛

茨城労働局 労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 川野 義光
室長補佐 鈴木 洋昭
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

補 佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から、令和6年度茨城地方最低賃金審議会第1回鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、都合により、公益代表委員の野村委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規程による委員総数の3分の2、又は公労使各代表委員の3分の1以上の必要数を満たしておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。本日は、第1回目の特定最低賃金専門部会になりますので、審議に入る前に、労働基準部長の江口よりご挨拶申し上げます。

部 長

改めまして、労働基準部長の江口です。よろしくお願いたします。この度は、皆様ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より最低賃金行政はじめ労働行政の円滑な運営にご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適用される地域別最低賃金の他に、4つの産業別の特定最低賃金があります。今年度においては、各種商品小売業以外の鉄鋼業、電気・精密機械器具等製造業、機械器具製造業等の3つの産業について金額改定の申出があり、それぞれ専門部会におきまして、金額審議をお願いすることにしております。本日は第1回目の専門部会となりますが、議題としまして、部会長、部会長代理の選任、運営規程の決定、開催日程の決定など全般的な事項についてご審議いただきまして、その後、時間の許す範囲内で具体的な金額審議に入っていただければと思っております。皆様ご存じのとおり、地域別最低賃金が行政機関に決定を義務付けられているのに対しまして、特定最低賃金につきまして

は、関係労使からの申出を受けて、行政機関が最低賃金審議会の意見を聞いて決定できるという形式になっており、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、円滑な審議と運用がなされることが求められております。原材料価格の高騰や物価の上昇、円安の進行を踏まえますと、中小企業・小規模事業者や労働者の皆様への影響は少なくない状況にありますが、審議を通じまして十分に意思疎通を図っていただきまして、是非、全会一致での議決となりますよう、ご配慮をお願いしたいと思っております。

簡単ではございますが、私からは以上です。これからよろしくお願いいたします。

補 佐

続きまして、本日ご出席いただきました、委員の皆様をご紹介いたします。委員の皆様の紹介にあたりましては、委員名簿が資料No.1、1ページにございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から、名簿順にご紹介いたします。清山委員です。野村委員は本日欠席です。文堂委員です。続きまして、労働者代表委員の方をご紹介いたします。梅原委員です。大森委員です。山田委員です。続きまして、使用者代表委員の方をご紹介させていただきます。澤畑委員です。牧野委員です。築瀬委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。労働基準部長の江口です。賃金室長の川野です。賃金係の佐藤です。私は、室長補佐の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（1）の部会長及び部会長代理の選出に移りたいと思います。部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互選していただきましたので、ご報告させていただきます。部会長に清

山委員、部会長代理に野村委員の名前が挙がっておりますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

補佐 異議なしということですので、報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、清山部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

部会長 今年も部会長を務めさせていただきます清山です。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ありがとうございます。出来るだけ3回で結審したいと思っております。ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。例年言っていることですがけれども、前年度に増して大変な状況が今年も起きていますので、大変だと思うのですがけれども、慎重に一生懸命審議して、落ち着くところに落としたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それではまず、事務局に茨城県最低賃金の周知広報について説明させていただきます。

室長 それでは、私の方から説明させていただきます。まず、資料No.12、64ページは、官報公示の写しとなっております。その後ろに、別に添付しました本省作成のリーフレット、本年度はプロレスラーだった長州力のリーフレットとなっております。茨城県最低賃金につきましては、52円引上げて、時間額1,005円に改定することとなり、8月30日付け官報に公示し、10月1日火曜日から効力発生となっております。なお、県の最低賃金の答申に関し、本審委員の方におかれましては、審議に大変なご苦勞をおかけいたしま

したこと、あらためてお礼申し上げます。中央最低賃金審議会では、AランクからCランク全て目安額50円と昨年度を上回る目安額が示され、今年も大きく報道されました。本県においても、8月5日の答申日の翌日には、NHKで放送されるなど、最低賃金改正の関心が非常に高まっており、国民から大きく注目されております。当局においては、最低賃金の履行確保はもとより、本年においても、昨年につき、審議会において、中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金など各種支援策の周知・啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める旨の答申を受けておりますので、支援策の周知を含めた周知・広報につきましては、より強化を念頭に広報活動を実施しております。主な周知・広報をご紹介いたしますと、9月12日には、事業場に対する就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用など、働き方改革に関連する様々な相談・支援に対応している、茨城働き方改革推進支援センターのセンター長と面談しまして、最賃引上げと業務改善助成金の周知並びに活用について、より一層の積極的な勧奨の実施について、要請書を交付しております。県内の各労働基準監督署及びハローワークに、最低賃金や賃金引上げの相談があった際は、同センターの無料相談を積極的に案内するよう指示しております。また、労務管理などについて、多くの企業と接している社会保険労務士の協力が効果的であると判断しまして、同日に社会保険労務士会の会長と面談し、最賃引上げと業務改善助成金等の周知等の取組みに関する要請を行っております。その要請書について、社会保険労務士会会員向けの広報誌に掲載される予定になっております。その他、最低賃金の引上げ、支援策に関する周知・広報につきましては、その一環として、9月中旬に、例年どおり、県及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌、HP等に業務改善助成金やキャリアアップ助

成金などの支援策を含めた掲載依頼を行っております。また、令和2年度以降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最賃引上げへの対応と併せ、業務改善助成金のリーフレット、茨城働き方改革推進支援センターのチラシ等を同封し、周知、活用促進を案内しております。そして、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕を設置、2階玄関にデジタルサイネージで、開庁時間帯にスライドを放映しております。SNSでの情報発信として、茨城労働局でXによる最低賃金および業務改善助成金やキャリアアップ助成金等についての広報も行っております。9月上旬に本省からポスター、リーフレットが届いておりますので、行政機関や関係団体の他、スーパーマーケット等へ随時送付し、掲示依頼を行っております。今後も、支援策の周知を含めたできる限りの周知広報に努めて参りますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

部会長

ありがとうございました。ただ今、賃金室長の方から、いろいろ広報に努めているというご紹介がありましたけれども、皆様方にもご協力をお願いします。また、この広報についての説明につきまして、何かご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

全委員

(質問・意見等なし)

部会長

続きまして、議題(2)の専門部会の運営規程(案)につきまして、お諮りいたします。事務局より運営規程(案)の説明をお願いします。

室長

続いて説明させていただきます。今回、本年度の初回の審議となりますが、時間の関係もありますので要点のみ説

明させていただきます。この部会につきましては、最低賃金法第25条の規定により、茨城地方最低賃金審議会、一般に本審と言っておりますが、その本審の中に設置する専門部会という位置付けになっております。

本日、お配りしました資料No. 3、10ページをご覧ください。最低賃金制度の根拠法令である最低賃金法において、審議会について定めた政令であります最低賃金審議会令というものを添付しております。なお、審議会令は、昨年度と同様ですが、いくつかの項目について少し説明いたします。10ページの下から3行目から11ページ上段に記載しております第5条の2項をご覧ください。先ほど開会時に進行役が説明しました成立要件です。この要件は専門部会にも準用され、委員の3分の2以上、または、公、労、使の3分の1以上が、会議の開催、議決の成立要件となります。第3項は採決です。出席者の過半数での採決となり、可否同数の場合は部会長が決するとなっております。続きまして、第6条が専門部会についての定めです。5項をご覧ください。あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と定められております。この扱いにつきましては、のちほど部会長から説明、報告があります。

続きまして、資料No. 4、12ページをご覧ください。産業別の専門部会の運営規程（案）になります。運営規程（案）について説明いたしますが、昨年度と変更はありません。第1条は、この規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定める、という規程の目的です。第2条は、会議、部会委員の召集に関する規程です。第3条は、会議に出席できない場合の規程です。なお、召集や出欠の確認などの事務は、事務局が部会長に代わって行います。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、公開につ

いての定めです。原則公開となっておりますが、ここに記載されておりますように、率直な意見の交換や中立性が損なわれる場合などは、非公開とすることができるという規程です。金額を審議する専門部会は、例年、非公開とされておりますが、今年度の7月3日の第一回本審の審議において、ご確認いただいたところですが、第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条については、時間の関係もあり、説明を割愛させていただきます。以上が条文の（案）となります。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただくことになっております。簡単ですが、説明は以上です。

部会長

ありがとうございました。専門部会の会議及び議事録は、原則公開となっております。しかし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開にできます。専門部会ではこれまで、金額審議という点から、他県でもほとんど非公開としております。茨城県も率直な意見交換を保障するという考えから、金額審議は率直な意見交換が損なわれる場合があり得るので、7月3日の本審でも審議したところですが、第1回の専門部会の労使双方からの金額提示に関する基本的な考え方までは公開、金額審議の部分は非公開とし、議事録についても同様の取扱いにするということにしたいということになっておりますが、よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

お、全会一致を条件としていますので、全会一致にならなかった場合には、本審で再度審議することになっております。

続きまして、議題（３）の最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明をお願いします。

賃金係

それでは、私の方から配付資料の説明をさせていただきます。

初めに、資料No. 5、14ページをご覧ください。こちらは平成25年以降の茨城県最低賃金と特定最低賃金の推移一覧となっております。茨城県で特定最低賃金が定められている業種は4業種ありますが、各種商品小売業につきましては令和4年以降、今年も改正の申し出がありませんでしたので、以降の特定最低賃金に関する資料につきましては、各種商品小売業を除く3業種についてのみ資料を作成しております。

次の15ページから24ページまでの資料No. 6は、本年6月に実施した最低賃金に関する基礎調査の結果を集計したものです。基礎調査とは、統計法に基づく一般統計調査であり、労働者の賃金の実態等を把握するため、県内の事業場のその年の6月分として支払い見込みの賃金額について調査を実施し、集計を行い、その結果を各都道府県で最低賃金審議会の資料としています。最初の15ページに調査対象事業場の概要等を記載しておりますのでご覧ください。対象となる事業場は日本標準産業分類に基づいた産業別に、経済センサスに登録されている事業場から無作為に抽出しております。製造業は労働者100人未満の事業場から対象事業場を選定しています。回答結果を集計する際は、調査票から得られた有効回答労働者数を経済センサスの母集団の労働者数まで復元しています。そのため、各資料の数値は労働者数の復元により得られた推測値となっております。

次の16ページは、基礎調査の結果をもとに作成した特定最低賃金対象産業の産業別及び規模別の特性値と未満率の一覧となっており、17ページは第1・10分位数の推移及び未満率の推移となっております。未満率とは、現在設定されている最低賃金額を基準にした場合、それを下回っている労働者の割合のことを指します。各表の県最賃適用産業計には、4業種の特定最低賃金適用労働者の数値は含まれておりません。

18ページ以降は、鉄鋼業に関する資料となります。18ページは鉄鋼業の規模別第1・10分位数及び未満率の推移です。こちらの資料は19ページから22ページの鉄鋼業の総括表をもとに作成しています。この総括表は基礎調査の有効回答労働者について、賃金階級ごとの人数を事業所規模別、年齢階層別に集計し、最低賃金を現状から引き上げていった場合どれだけの労働者に影響があるかを一覧で示したものです。23ページには総括表を基に最低賃金の引上げ額と影響率の関係表を添付しておりますので、ご覧ください。影響率とは、最低賃金額を現状から引き上げた場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合を指します。基礎調査を基に作成した資料の説明は以上となります。

その他に後ろの方に添付している参考資料について簡単に概要を説明します。25ページの資料No. 7と29ページの資料No. 8については、日本銀行水戸事務所が発表した2024年6月企業短期経済観測調査結果と茨城県金融経済概況です。41ページの資料No. 9は、茨城労働局が10月1日に発表した、令和6年8月分の県内の雇用情勢の概況となっております。また、56ページと57ページの資料No. 10につきましては、当賃金室で作成しました、茨城県各種指標と全国各種指標を一覧にしたものです。その次の58ページの資料No. 11は、厚生労働省が8月2日に発表しました、令和6年民間

主要企業春季賃上げ要求・妥結状況です。最後に、資料とは別に皆様のお手元に他局の結審状況一覧をお配りしておりますのでご覧ください。こちらの結審状況につきましては、令和6年10月2日確認時点の内容で作成しております。次回の専門部会以降も最新の内容を反映したものをお配りいたしますので参考にご覧いただければと思います。私からの説明は以上となります。

部会長 ただ今の資料の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

部会長 いつものところですが、結構資料が多いので読むのに大変かと思いますが、後ほどまたお目通しいただいて、何かご不明な点がありましたら、遠慮なく事務局の方にご質問ください。

それでは続きまして、議題（4）の専門部会の日程調整につきまして、事務局から説明があります。

室 長 それでは、私の方から説明させていただきます。専門部会開催の日程調整につきましては、皆様にご協力をいただきましてありがとうございました。審議会が成立するための要件は、先ほど運営規定の中でもご説明させていただきましたが、全体の3分の2以上、または、各側3分の1以上の出席となっております。日程調整に関し、現実的には、バランスを考慮しまして、公益委員は部会長、労使委員は、それぞれリーダーとなる委員を含め2名以上出席可能な日を重視し、他の部会との調整を図り、参考として後ろの方に添付いたしました日程表のと通りの予定となっております。委員の皆様におかれましては、非常にお忙しい

時期で、審議日数、時間としましては、ギリギリの厳しい状況になろうかと思いますが、可能な限りこの3回以内の部会開催とさせていただきたいと思っております。しかし、これからの審議内容によって、追加の審議会が必要となった場合には、別途、日程調整の上、設定させていただくこととなります。その場合は、10月31日火曜日に本審の日程を組んでいる都合もありますので、大変申し訳ありませんが、平日の17時以降、または、土曜日等の休日となる可能性もあり得ますことをご理解いただきますようお願いいたします。鉄鋼部会の開催につきましては、第2回は、10月17日木曜日の午後4時30分から、第3回は、10月28日月曜日の午後4時30分からを予定しております。鉄鋼についての追加審議は、第3回目が10月28日で、31日の本審まで日がありません。そのため追加審議となった場合には、29日か30日の18時以降や第3回目以前の日で外部会場を探して日程調整をするしかありません。

本審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、全会一致となった専門部会につきましても部会報告のため、既に日程調整し、本審委員の皆様にはご案内しております10月31日木曜日午前10時00分から第七回本審の開催を予定させていただきますので、よろしく願いいたします。その後、関係労使からの異議の申出を想定しまして、11月18日月曜日午前10時から第八回本審の開催を予定いたしますので、日程の確保をどうぞよろしく願いいたします。これは、あくまでも本審委員の方のみです。

最後になりますが、現状の開催予定で、全会一致による結審をよろしく願いいたします。以上です。

部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今ご説明がありましたとおりの日程でよろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

部会長

ありがとうございます。例年、各専門部会は3回で審議を求めていますので、是非できるだけのご協力をお願いします。なお、例年どおり年内に発効とするには、10月31日木曜日までに答申しなければならないということもあり、会場等の関係上、第7回本審を、日程調整の結果、10月31日木曜日の午前10時から予定しております。従って、もし3回で決まらない場合には、先ほどお話があったような事態が生ずるということになります。どうしてもそういうことになった場合には、よろしく願いいたします。

本日は、第1回目の専門部会ということで、今後の金額審議にあたりまして、労使双方から、金額提示の基本的な考え方について述べていただきたいと思います。まずは、労働者側代表委員からお願いします。

大森委員

労働側委員の大森でございます。よろしく願いいたします。それでは、私の方から、特定最低賃金の審議にあたりまして、労働者側の統一した考え方について述べていきたいと思っております。

9月10日の第6回本審の中でも申し上げた内容でございますけれども、改めて基本的な考え方を3点申し上げたいと思っております。まず1点目は、労働条件の向上でございます。これは、当たり前なことでございますけれども労働条件の向上が、最低賃金制度全体の目的でございます。しかしながら、賃金を含む労働条件につきましても、産業により大きく異なっているため、産業ごとの賃金実態を踏まえた賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要であると考えます。2点目は、公正競争の確保という点でございます。賃金の不当な切り下げや事業間の

過当競争を防止し、公正競争を確保することも、最低賃金制度全体の目的でございます。しかしながら、こちらも、賃金実態が産業ごとに大きく異なるため、地域別の最低賃金のみでは、これを確保できない産業が存在します。よって、地域別最賃を上回る水準の特定最賃を設定することで、より高いレベルでの公正競争を確保することができ、経済の健全な発展に寄与するものと考えます。また、今後の労働力人口の減少化におきましては、魅力ある産業としての賃金水準を、労使のイニシアティブで決定していく、という観点も重要であると考えております。そして、3点目は、労使交渉の補完、代替機能があるということです。本来、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものでございます。しかしながら、労働組合の組織率が2割を切る日本においては、8割以上の労働者は、自らの労働条件の決定に関与できないという状況です。そういう中で、特定最賃の審議は、関係労使の参加によって、設定の申請や、金額決定がされることから、企業別の労使間交渉を補完、代替する役割を担っていると考えております。

以上、3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいと考えております。また、特定最低賃金は、基幹的労働者を対象としていることから、労働者側としては、それぞれの産業別の基幹的労働者のあるべき水準を目指していきたいと考えております。さらには、今回3つの業種ともに、労働協約ケースを取っており、労働者側としては、協定の最低ラインを目指していきたいと考えています。

いずれにしましても、皆様のご協力をいただきながら、真摯な審議をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。それでは続きまして、使用者

側代表からお願いいたします。

築瀬委員

使用者側代表委員の築瀬でございます。よろしくお願ひします。それでは、特定最低賃金審議にあたり、使用者側の考えを述べさせていただきます。

まず、使用者側は特定最低賃金の審議は不要との見解を出しました。しかし、公労公使の協議を重ねた結果、審議のテーブルに着いていることを改めてご認識いただきたいと思います。そもそも、使用者側の意見陳述では、3業種とも原材料や資材など物価の高騰、また労務費アップ分の価格転嫁が進んでいないのが実情であることや、今後金利の引上げが予想されるほか、10月からは社会保険適用範囲も拡大されるなど、より企業の財政を圧迫する可能性が出てくることから、据置きを求める声が殆どであったことをご承知のとおりです。本年度の当県最低賃金は、中央で掲げられた目安額50円を2円上回る52円の答申で1,005円となりました。企業負担は更に増える状況であるとともに、業界では価格転嫁できている企業とそうでない企業との二極化が顕著であります。価格交渉し易い下地も整いつつありますが、まだご苦勞されている中小企業も決して少なくないことをご理解いただきたいと思います。特に鉄鋼においては、労働者側の方々もよくご存じだと思いますが、足下、海外における中国の不動産低迷の継続、及び各国における中国材をはじめとする輸入材への通商措置の発動や調査開始が続発しています。それと、日本国内においても輸入材圧力の高まりによる鋼材市況が軟化している。国内外ともに需要低迷が継続、輸出での通商リスクも高まる中で、販売数量が低水準となっていて本当に危機的状況であると思っています。そのような状況の中、現行の鉄鋼・特定最低賃金は、10月1日に発効された茨城最低賃金1,005円をすでに上回っております。ここ数年、鉄鋼・特定最低賃金は

大幅な引上げがなされています。経営を担う使用者側として厳しい状況が続いております。つきましては、賃上げ実施も困難な中小企業が直面している厳しい経営環境を十分にご配慮いただき、金額は据置きでのご対応をお願いしたいということでございます。私からは以上です。ありがとうございました。

部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の労使双方のご意見につきまして、それぞれ何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

全委員

(意見・質問等なし)

部会長

では、これから具体的な金額審議に進みます。専門部会は、ここまでが公開で、ここからは非公開となります。今回、傍聴人はいませんが、もし傍聴人がいる場合は、ここで退席していただくこととなります。

【これ以降は、議事要旨をご覧ください。】